

## 第10章 チーム登録規程

第30条 本会に加盟しようとするチームは、協会または連盟に加盟登録しなければならない。登録は協会所定の様式により登録しなければならない。

第31条 登録されたチームは、下記のいずれかに該当するチームに限るものとする。

1. 同一種別の二重登録(連盟・大阪府支部・他府県を含む)は認めない。
2. 種別を跨いで登録する場合は、種別ごとの登録料を納入しなければならない。

(競技種別)

1. クラブチーム(堺協会では、トップ・Aクラスチームが該当)  
大阪府内に居住、または勤務(通学)する18歳以上(当該年度4月1日現在)の者によって編成されたチームとする。(但し、実業団チームと見間違ふような名称は使用してはならない。)
2. 実業団チーム  
大阪府内における官公社、病院、商店、同一企業に勤務する者によって編成されたチームとする。
3. 教員チーム  
大阪府内に居住または勤務する、教職員によって編成されたチームとする。
4. 大学チーム  
同一大学に在学する学生によって編成されたチームとする。

(生涯種別)

1. 小学生チーム(男子・女子)  
大阪府内に居住または在学する小学生によって編成されたチームとする。  
但し、男子大会に3人までの女子含む可)
2. 中学生チーム  
大阪府内に居住または在学する中学生によって編成されたチームとする。
3. 高校生チーム  
大阪府内の同一高等学校に在学する生徒によって編成されたチームとする。
4. エルデストチーム  
大阪府内に居住または勤務する50歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。
5. エルダーチーム  
大阪府内に居住または勤務する35歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。
6. レディースチーム  
大阪府内に居住または勤務(通学)する15歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。  
尚、第32条3.(生涯種別)の高校生チームに選手登録をしている者は除く。
7. 壮年チーム  
大阪府内に居住または勤務する40歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。

8. 実年チーム  
大阪府内に居住または勤務する50歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。
9. シニアチーム  
大阪府内に居住または勤務する59歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。
10. ハイシニアチーム  
大阪府内に居住または勤務する65歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。
11. 一般男子チーム(堺協会では、B・Cクラスチームが該当)  
大阪府内に居住または勤務する15歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。  
尚、高等学校チームに選手登録している者は除く。

第32条 登録は99名以内とし、ユニホームナンバーは1番から99番までとする。但し、監督30番、主将10番、コーチ31・32番とし、監督・コーチが選手を兼ねる場合はそれぞれ監督・コーチのユニホームナンバーで登録する。  
尚、監督、選手、コーチの登録には次の規制を設ける。

1. 選手の追加登録は文書で空きナンバーに限り、各種大会の抽選会当日までは認めるが、以後大会期間中の追加登録は一切認めないものとする。
2. 登録事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を書面により、届けなければならない。登録を取り消す場合も同じとする。
3. 生涯種別の選手登録については生涯種別内であれば複数のチームに登録することができる。ただし、同一チーム種別内での二重登録は認めない。
4. 競技種別、生涯種別の監督、コーチ、選手は自分のチームを除き種別の違う1チーム限り、立場をかえて登録することができる。
5. 監督を欠いて試合を行うことはできない。もし、監督が事情や事故等で出場できない場合は、その試合の登録者の中から監督代理者を選ばなければならない。この場合監督代理者のユニホームナンバーはそのままよい。
6. 登録されたチームの選手は、その年度内は他のチームに登録することはできない。

第31条・第32条の登録条件、大阪府内居住、または、勤務するについて明らかに作為的、またはその事実が認められない場合は登録できない。尚、登録後に、不正が発覚した場合は登録を抹消し、大会には参加できない。

第33条 本協会に登録するチームは、大阪府公認審判員または日本ソフトボール協会公認審判員としての資格を取得するよう努めること。